

参考資料

(ILO駐日事務所仮訳)

雇用に関する第二回反復討議に係わる決議

(第103回ILO総会決議)

第103回ILO総会は、2014年に開催され、「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」に基づいて、雇用の戦略目標に関する第二回反復討議を行い、第一回反復討議の結論の進捗状況及び達成された成果を検証し、

1. 以下の結論を採択し、さらに
2. 国際労働事務局の理事会がこの結論を十分に考慮し、これに実効性を与える上で国際労働事務局を導き、
3. 事務局長に対し、以下の事項を要請する。
 - (a) 関連する世界的及び地域的な国際機関が関心を払うよう、結論を伝達し、
 - (b) 理事会の検討事項として、結論に実効性を与える行動計画を作成し、
 - (c) 今後の事業予算の編成及び特別予算活動の促進に際して、この結論を考慮に入れ、
 - (d) ILO理事会に実施状況を継続的に通知する。

雇用に関する第二回反復討議に係わる結論

I 世界雇用危機の背景と課題

1. 現在、世界は不均衡な回復途上にあり、多くの国では依然として厳しい雇用危機が続いている。世界レベルでは、およそ2億人が失業し、そのうちの約40%が若い男女である。世界

の総需要は懸念材料であり続けている。長期失業、不本意なパートタイム、臨時雇用及び仕事の不安定が増大している。賃金の伸びは鈍く、国民所得に占める労働の割合は多くの国で減少した。投資と企業にとって不確実な環境は継続している。不完全就業が主な課題であり続けている。極度のワーキングプア（働く貧困層）の減少については多くの前進が見られるものの、その進展のスピードは減速し、世界の労働者の3分の1は貧困状態に留まり、その大半がインフォーマル経済で働いている。労働市場における男女の不平等は未だに蔓延している。学校から仕事への移行には、より長い時間を要し、一層不安定になり、多くの若者は労働市場から切り離されている。

2. 周期的な仕事の不足に加え、長期的な構造変化が仕事の世界を作り変えている。なかんずく、グローバル化、成長の新しい地政学、技術革新、環境的に持続的は開発の課題、拡大する不平等、経済成長とデイセントで生産的な雇用の創出との間の乖離、スキルのミスマッチの拡大、などが挙げられる。新たな人口動態変化を見ると、急速に高齢化する国もあれば、多くの国では急増する若者人口がもたらす将来的なメリットを享受しようとして大きな課題に直面している。すでに顕著な労働力移動は、今後さらに増加することが見込まれる。

3. 現在の失業者と将来労働市場に流れ込む

4億人の新規参入者を吸収するためには、今後10年にわたり約6億の新規の仕事が創出される必要がある。

4. こうした背景を考慮し、ILOとその政労使構成員は、世界レベル及び各国レベルの双方において、将来を見据え、雇用を中心とした包摂的な成長戦略、及び均衡がとれ整合性のある政策枠組みを通じて、持続可能な回復と開発という課題に取り組む決意である。良質な雇用に投資することは、先進国と開発途上国の双方において成長を復興させ、より包摂的な社会を促進するために不可欠である。ビジネスの自信とディーセントな仕事の創出を促進する政策環境の形成が重要である。

5. 雇用の戦略目標に関する第二回反復討議は、2008年に採択された「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」のフォローアップとして、2014年ILO総会で審議され、2010年の雇用に関する第一回反復討議の結論の実施状況を検証し、ILOが達成した成果を認めた。2010年の雇用に関する第1回反復討議の結論及び世界雇用戦略（2003年）やグローバル・ジョブズ・パクト（仕事に関する世界協定、2009年）など、ILOの他の雇用政策枠組みの重要性と継続する意義を再確認した。また、社会的保護の土台勧告（第202号、2012年）及び以下の結論文書、すなわち持続可能な企業の振興（2007年）、生産性向上・雇用成長・開発のための技能（2008年）、若年雇用の危機：行動への要請（2012年）、新たな人口動態変化における雇用と社会的保護（2013年）、ディーセント・ワーク、グリーン・ジョブ、持続可能な開発（2013年）、の重要性と継続する意義を認めた。また、以下の戦略的指針を提供した。

II 雇用を中心とした持続可能な回復と開発のための指導原則

6. 完全かつ生産的で、自由に選択でき、ディーセントな雇用は、必要かつ達成可能な目標である。この目標を追求するにあたり、国情の多様性、及び広範にわたる雇用を巡る課題を考慮しつつ、以下の原則を行動の指針とすべきである。

- (a) 関連するILO基準の本文、特に雇用政策条約（第122号、1964年）及び勧告（第122号、1964年）、雇用政策（補足規定）勧告（第169号、1984年）及び労働における基本原則及び権利などのガバナンス基準に含まれる原則
- (b) ILOの4つの戦略目標である雇用、労働における基本原則及び権利、社会的保護及び社会対話の不可分で、相互に関連し、支え合う性質を最大限に活用する必要性
- (c) 整合性のあるマクロ経済、労働市場及び社会政策の組み合わせを通じた雇用の質と量の向上
- (d) ディーセントな雇用の促進における公共政策及びサービスと民間部門との補完性と整合性
- (e) 特に需要が低迷する現状下における、需要サイドと供給サイドの政策及び措置の適度なバランス
- (f) 男女平等の実現及びダイバーシティの促進
- (g) 雇用政策の策定、実施、監視において社会対話と三者構成主義が果たす重要な役割
- (h) 公共部門の雇用が担う重要な役割の認識及び雇用創出における民間部門の役割の重要性
- (i) 労働市場で不利な立場にある特定のグ

ルーパー特に若者への雇用状況に対処するとともに、雇用の不安定と不平等の問題を是正するための万人向けのアプローチと対象を絞った介入の結合

III. 完全で、ディーセント、生産的、かつ自由に選択された雇用を促進する包括的な雇用政策枠組み

7. 各加盟国は、政労使三者との協議に基づき、包括的な雇用政策の枠組みを促進すべきであり、それには以下の要素を含むものとする。

- (a) 総需要喚起、生産的投資及び構造的変革を支持し、持続可能な企業を促進し、ビジネスの自信を支え、拡大する不平等の是正に取り組む雇用重視のマクロ経済政策
- (b) 雇用を促進し、生産性を向上させ、構造的変革のプロセスを促進させる貿易、産業、税、インフラ整備策及び部門別政策
- (c) 仕事の創出の原動力の一つである零細及び中小企業への支援、起業家精神の促進など、2007年ILO総会の結論で提示された、特に持続可能な企業のための環境を整備する企業政策
- (d) 労働市場の進化するニーズや新技術に対応する生涯学習や技能開発政策を支え、技能の認定制度など雇用の選択肢を広げる教育政策
- (e) 以下のような労働市場政策及び制度
 - (i) 最低賃金を含む適切に設計された賃金政策
 - (ii) 団体交渉
 - (iii) 積極的労働市場政策
 - (iv) 職業紹介、キャリア開発を促進し、スキルのミスマッチに取り組む強力な雇用サービス
 - (v) 女性や少数グループの労働市場への参

加を増やし、ディーセント・ワークを促進し、不利な立場に置かれた脆弱なグループへの保護を促進するための対象を絞った対策

(vi) 例えば、条件付き現金給付、公共雇用事業や雇用保障など、低所得世帯が貧困から脱却し、自由に選択された雇用にアクセスできるようにするための支援策、そして

(vii) 失業給付金

(f) 長期失業に取り組む政策

(g) 労働市場のニーズを考慮し、移民労働者にディーセント・ワークへのアクセスを確保する移民労働政策

(h) 経済、環境、雇用及び社会政策を横断する政策の整合性を促進するための政労使三者による協議プロセス

(i) 制度間の実効的な調整メカニズム

(j) 訓練及び生産的雇用へのアクセスを容易にする若者保証スキームなど、若者の学校から仕事への移行を促進する包括的な活性化戦略。2012年の行動への要請は、多面的な行動に向けた指導的枠組みを提供するものである。

(k) フォーマル経済への移行を奨励する政策

(l) ディーセント・ワーク、グリーン・ジョブ及び持続可能な開発の達成に関する2013年ILO総会の結論で述べられたように、環境の持続性に関する課題に取り組み、すべての人に公正な移行を確保するための政策

(m) 新たな人口動態変化における雇用及び社会的保護に関する2013年ILO総会の結論で述べられたように、新たな人口動態変化が雇用及び社会的保護にもたらす影響に取り組む政策

(n) 関連性の高い最新の労働市場情報システ

ム

(o) 雇用政策及び計画に対して実効性のある
監視評価システム

IV 三者構成主義と社会対話

8. 団体交渉を含む社会対話と三者構成主義は、雇用政策及び労働市場に影響を及ぼす構造変化への対応策における合意を促進する上で、重要な役割を果たすことができる。

9. 実効性のある雇用政策の設計、実施、監視にあたっては、社会的パートナーの強力かつ建設的な関与が鍵となる。

10. 雇用政策に関する包摂的で広範囲な社会対話には、政策の整合性を確保するために、関係するすべての省庁及び機関が関与すべきである。

V 政策の整合性の強化と グローバルな提唱活動

11. 経済と労働市場の回復を支え、雇用を中心に据えた持続可能な開発と社会的包摂を促進するためには、世界・地域・各国レベルでの高度な整合性、協働、政策協調が必要である。

12. 加盟国は、現在検討されている2015年以降の世界開発目標の中に、完全で生産的な雇用及びディーセント・ワークに関する明確な目標が包含されるよう促進すべきである。

13. 加盟国は、完全かつ生産的でディーセントな雇用を促進するために、経験を交流し教訓を共有するための南南協力のような地域間のパートナーシップと行動をさらに強化すべきである。

VI ILO事務局の行動

14. ILOは、上記のような包括的な雇用政策枠組みの促進及び実施において、要請により、加盟国を支援すべきである。ILOは、達成された成果の上に、2010年の雇用に関する反復討議の結論のフォローアップを継続、拡大、強化すべきである。すべての場合において、ILOの活動は、対象を明確にし、数値で計測され、厳密に評価されなければならない。以下の分野(A～J)において、ILO事務局がすべきことは、以下のとおりである。

A. 国の政策形成及び行動の開発と支援

- (a) 国レベルの統合的な雇用状況の診断に、賃金政策、労働条件、持続可能な企業、社会的保護、結社の自由及び団体交渉などの他の政策分野が含まれるように拡大する。
- (b) 雇用政策策定の影響を評価する実効性のある監視評価システムの開発を支援する。
- (c) 雇用の量と質及び全体的な持続可能な成長と開発に関し、個々の政策及び政策の構成要素間の相互作用がもたらした結果について、証拠に基づく分析を行う。
- (d) 雇用政策に関する情報及び分析を提供する政策データベースを開発し、その利用を促進する。
- (e) 雇用と開発に関する統合政策の設計及び実施に参加できるよう政労使構成員の能力を強化する。
- (f) 包括的な国の雇用政策を開発し、政府機関間の調整を図る各国政府の能力を構築し強化する。
- (g) 雇用サービス及び労働行政の強化を支援する。

(h) 雇用政策に関する三者構成の雇用委員会及び社会経済協議会の能力を構築する。

B. 雇用重視のマクロ経済政策

(a) パラグラフ 7(a)で述べられているように、雇用重視のマクロ経済政策に関する指針及び政策ツールを更に開発する。

(b) ILOの分析作業及び分析枠組みを強化する。これには以下が含まれる。

(i) 生産的な構造変革を助長する産業及び部門別政策

(ii) マクロ経済政策が、持続可能な企業の発展を支援する最善の方法

(iii) マクロ、部門、ミクロレベルにおける雇用と生産性の関連

(iv) 雇用重視の政策を支援するための資金調達

(c) 国家・地域・国際レベルにおける対話を促進し、ILO構成員の能力を強化する。

C. 持続可能な企業

(a) ILO事務局の仕事の中で、持続可能な企業に関する2007年の結論の実施を強調する。

(b) ILOの優先分野及び関連活動における持続可能な企業のための環境促進策を統合する。

(c) 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言及びOECD多国籍企業行動指針の促進に関して、OECDその他の関連する国際機関との協力を強化する。

(d) 企業レベルで、生産性・雇用・賃金の関連についての調査を行い、ツールを開発する。

D. 技能政策とエンプロイアビリティ（雇

用されうる能力）

(a) 実効性のある技術的職業教育訓練システムを構築するにあたり、団体交渉が果たすことのできる役割を認識し、社会対話を促進する。

(b) 各国が、中小企業を含む部門別戦略とニーズに関連するスキル戦略を形成するにあたり、これを援助する。

(c) スキルのミスマッチ及び政策上の意味に関する調査を深化させる。

(d) 将来必要とされるスキルのニーズを予測するために、知識基盤を構築し、ツールを開発する。

(e) 生涯学習と良質な技能習得見習い制度のための効果的なシステムに関する知識基盤を構築し、助言を提供する

(f) スキルを向上させ、若者・女性・高齢労働者及び脆弱で不利な立場にあるグループに対する雇用の選択幅を広めることに関して、システムと実効性のある介入について調査研究し、政策助言を提供する。

E. 産業別・部門別・貿易及び投資政策と持続可能な開発への移行

(a) 知識基盤を拡大し、良質な雇用創出、生産性の向上、経済の多様性及びより高い賃金と結びついた高付加価値の生産に寄与する産業政策と部門別戦略に関する好事例の分析を提供する；これらの課題に対し、加盟国の能力を構築する。

(b) 産業別・部門別政策、及び貿易と投資が雇用と構造的変革に与える影響を評価する政労使三者の能力を強化する。

(c) 部門別投資、貿易政策及びインフラ開発が雇用に及ぼす影響の評価方法をさらに開発し、これらのツールの活用におけ

る政府及び社会的パートナーの能力構築を図る。

- (d) インフラにおける雇用集約的な公共投資及び対象を絞った雇用計画の効果的かつ生産的な活用のために、根拠を構築し能力強化を図る。これには、貧困層や不利な立場にある脆弱な人々が、自由に選択された雇用に移動できるように支援する雇用保障スキームが含まれる。

F. 労働基準関連の行動

- (a) 雇用政策条約（第122号、1964年）及び勧告（第122号、1964年）、雇用政策（補足規定）勧告（第169号、1984年）及び他の関連する国際労働基準の批准と実効性のある施行を一層促進する。
- (b) 訓練、調査、政策の普及を通じて、国際労働基準及び雇用に関する政労使の能力を強化する。

G. 若年雇用

- (a) 政策パッケージの影響及び有効性の評価、革新的なアプローチの現場テストを通じて、若年雇用に何が役立つかをより良く理解するための取組みを拡大する。知識及び政策ツールを開発し、それらを広く普及する。
- (b) 若年雇用危機に関する2012年の行動の要請に含まれる政策措置の施行について、加盟国への支援を継続する。

H. 雇用政策の自主的な相互評価

- (a) 加盟国間における好事例に関する知識を共有し、相互学習を促進する目的で、雇用政策の自主的な相互評価の提案をする。

I. 新しく台頭する課題に関する知識の構築

- (a) 仕事の世界を形成している新しく台頭する課題及び労働市場と企業が適応できる方法に関して、政策指向の調査を行う。

例えば

- 構造的・長期的失業の課題に取り組む政策
- 新たな人口動態変化が雇用と社会的保護にもたらす影響に関する2013年ILO総会の結論によって導かれるような人口転換
- 技術革新が雇用、労働条件、スキルに及ぼす影響
- 労働市場の細分化
- 不平等が経済成長と雇用に及ぼす影響
- 農村地域における土地利用政策及び慣行が生産性と雇用に及ぼす影響
- 自営業
- 多様な契約形態が雇用の量と質に及ぼす影響
- 仕事の不安定性の概念及びその社会的経済的意味をより良く定義し、理解する作業

- (b) 実効性のある公共アウトリーチ事業、ILO三者の能力構築への取組み、及び世界的な提唱活動を通じて開発された知識を広範囲に普及させる。

J. 統合された行動の強化とパートナーシップの開発

- (a) 事務局長が実施した改革に沿って、国と世界レベルで、より統合された学際的支援を確保するために、ILO内部の調整メカニズムを強化する。上記に概要を示された総合的な政策枠組みの実施を支援する際に、より統合されたアプローチと部局を横断した調整ができるよう、適切

な場を提供することが必要である。

(b) 2015年以降の世界開発アジェンダの中に、明確な目標として、完全で生産的な雇用及びディーセント・ワークを含めることを確保する努力を継続し、適切な目標と指標を定め、そのプロセスに集中的な支援を提供する。

(c) G20の雇用タスク・フォースを含むG20プロセス、及び世銀、地方開発銀

行、WTO、IMF、OECD、UNCTAD及びECLAC（ラテンアメリカ・カリブ経済委員会）など関連する地域経済組織等との関与において、協力関係を強化し、これらの結論文書に示される包括的な雇用政策枠組みの実施を促進する。

(e) 雇用政策を支援する技術協力活動を拡大するための資金調達戦略をさらに開発する。